

調査票の記入のしかた

【02】 鉱業、採石業、砂利採取業

総務省
経済産業省

- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されています。これらは、事業所における記入負担を少しでも軽くするため、「平成21年経済センサス-基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票は、**黒色の筆記具（ボールペン、鉛筆など）**ではっきりと記入してください。記入した内容を訂正する場合は、二重線で消すなどして訂正してください。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。調査票の記入内容について、後日、おたずねさせていただく場合があります。

調査票を記入する際に参照するページは 以下のとおりです

第1面

第2面

- A 1 名称及び電話番号 ～ 5 従業者数
- B 6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳
- C 7 事業別売上（収入）金額
- D 8 主な事業の内容 ～ 14 決算月

- E 15 給与総額等 ～ 16 鉱業活動に係る費用
- F 17 生産数量及び生産金額

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせください。

経済センサス-活動調査コールセンター

☎ 0120-44-1034（通話料は無料です。）

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合：03-6830-1034（有料）

- 調査員への連絡が必要な場合には、市区町村にご連絡ください。

紙へリサイクル可

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の**名称**）を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。
株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
公益、一般、特例財団法人 → (財)
公益、一般、特例社団法人 → (社)
- 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- フリガナは、**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。
ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 所在地

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階（マンションの場合は、号室）**を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**○○事業所構内**」（○○は入居先の事業所名）と記入してください。

3 経営組織

- 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」になります。
- 外国の会社は、外国に本所がある会社になります。外国の資本が参加している、いわゆる、「**外資系の会社**」は「**外国の会社**」には該当しません。

記入上の注意

通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

記入上の注意

「フリガナ」欄は正式名称に変更がある場合のみ記入してください。

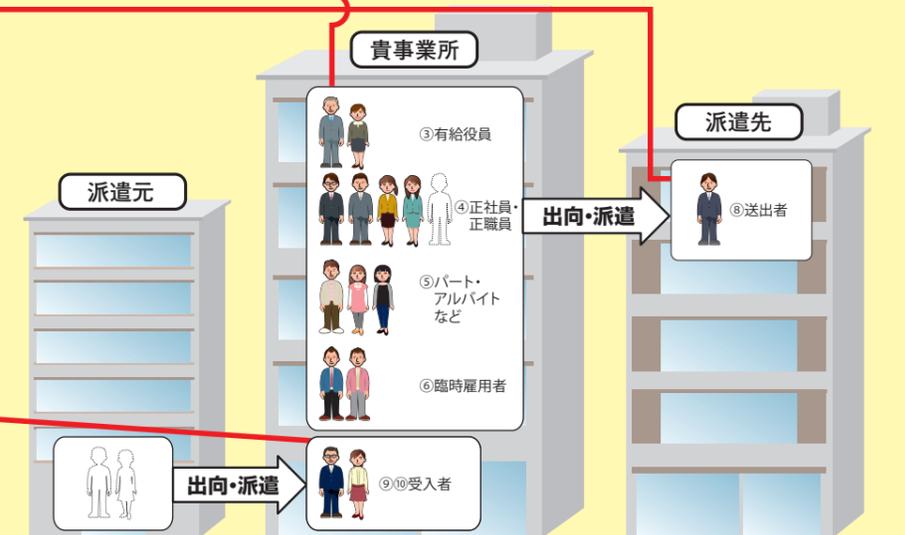
1 名称及び電話番号 ○印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ○法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ○屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ トウケイコウギョウ	正式名称 (株)統計石炭石 (株)TOKEI鉱業									
	通称名 統計マート	電話番号(代表) (03) 9876 - 4321									
2 所在地 ○印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ○他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号 162-0066	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区								
	町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)								
3 経営組織 ○該当する番号を○で囲んでください。 ○会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等 ○法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等	1 個人経営	2 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社	4 合同会社	5 会社以外の法人	6 外国の会社	7 法人でない団体				
	会社(外国の会社を除く)										
4 開設時期 ○開設時期に○印の印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。	1 昭和59年以前	2 昭和60~平成6年	3 平成7~16年	4 平成17年	5 平成18年	6 平成19年	7 平成20年	8 平成21年	9 平成22年	10 平成23年	11 平成24年
	開設月 月										
5 従業者数 ○2月1日現在の従業者数を記入してください。 ○「①個人業主」：個人経営の事業主で実際にこの事業所を営んでいる人 ○個人業主の家族で賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります。 ○「③有給役員」：個人経営以外で役員報酬を得ている人 ○「常用雇用者」：以下のいずれかに該当する人・期間を定めて雇用している人・1か月を超える期間を定めて雇用している人・平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 ○「⑥臨時雇用者」：1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人	(1) 貴事業所に所属する従業者数		男		女						
	① 個人業主	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
② 個人業主の家族で無給の人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 有給役員(無給役員は除く)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
常用雇用者	④ 正社員・正職員などと呼ばれている人		3	2	2	3	2	3	2	2	
	⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)		1	2	2	1	2	1	2	2	
⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
⑦ 合計(①~⑥の合計)	7	5	7	5	7	5	7	5	7	5	
(2) (1)以外で、別経営の事業所から貴事業所で働いている人(受入者)	⑨ 出向		1	1	1	1	1	1	1	1	
	⑩ 派遣		1	1	1	1	1	1	1	1	

4 開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**貴事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合、その時期を開設時期としてください。
 - ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
 - ・ **個人経営の事業所が株式会社になった場合**
 - ・ 法人が新設(対等)合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合

5 従業者数

- 従業者数は、平成24年2月1日現在の従業者数を、区分ごとに記入してください。
- | | |
|---------------------------------|--|
| ① 個人業主 | ○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれている人」としてください。 |
| ② 個人業主の家族で無給の人 | ○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人
○ 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。 |
| ③ 有給役員(無給役員は除く) | ○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人
○ 無給役員は従業者には該当しません。 |
| 常用雇用者 | ○ 以下のいずれかに該当する人
・ 期間を定めて雇用している人
・ 1か月を超える期間を定めて雇用している人
・ 平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 |
| ④ 正社員・正職員などと呼ばれている人 | ○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人 |
| ⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど) | ○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人 |
| ⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む) | ○ 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など「 常用雇用者 」の定義に 該当しない人 |
| ⑦ 合計 | |
| ⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) | ○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人 |
| ⑨ 出向 | ○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、貴事業所で働いている人 |
| ⑩ 派遣 | ○ 労働者派遣法という派遣労働者で、貴事業所で働いている人
なお、別経営の事業所から業務請負により貴事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含まれません。 |



「3 経営組織」が「個人経営」の場合は左ページの下表を、「個人経営以外」の場合は右ページを参照してください。

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。
(万円未満を四捨五入してください。)
「¥」記号は記入しないでください。

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。 →
・平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳	個人経営						個人経営以外							
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万
① 売上（収入）金額							1	6	8	5	3			
② 費用総額（売上原価+経費計）							1	6	0	1	0			
費用の内訳（特掲）							③ うち売上原価							
③ 給料賃金（専従者給与を除く）							1	0	1	1	2			
④ 地代家賃										3	2	8	6	
⑤ 減価償却費										6	5	7		
⑥ 租税公課											7	4	3	
												2	8	4
												2	9	6

・「調査票の記入のしかた」4ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営」

- 「確定申告」を参考にして記入することができます。
各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

項目	青色申告			白色申告		
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	
① 売上（収入）金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤	
② 費用総額（売上原価+経費計）	科目⑥+科目⑫	科目⑫	科目⑫	科目⑨+科目⑫	科目⑫	
費用	③ 給料賃金（専従者給与を除く）	科目⑫	科目⑥	科目⑫	科目⑥	
	④ 地代家賃	科目⑫	科目⑧	科目⑩	科目⑨	
	⑤ 減価償却費	科目⑫	科目⑨	科目⑧	科目⑬	科目⑦
	⑥ 租税公課	科目⑧		科目⑤	科目①	科目①

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営以外」

- 平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ※ 平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に経常収益のみを記入してください。
- 「外国の会社」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に売上（収入）金額のみを記入してください。
- 各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	会社	会社以外の法人
① 売上（収入）金額	<ul style="list-style-type: none"> 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益を記入してください。
② 費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）	<ul style="list-style-type: none"> 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用を記入してください。
③ うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。
④ 給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額を記入してください。 別経営の事業所に出向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。 	
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。 	
⑥ 動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。 	
⑦ 減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。 	
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 収入課税の事業税（電気業、ガス業）はここに含めます。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。 	
⑨ 外注費	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 人材派遣会社への支払いも含みます。 	
⑩ 支払利息等	<ul style="list-style-type: none"> 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。（「②費用総額」の内数ではありません。） 	<ul style="list-style-type: none"> 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
「¥」記号は記入しないでください。

7 事業別売上 (収入) 金額	事業別内訳	売上 (収入) 金額					又は割合 (%)				
		千億	百億	十億	億	千万					
<p>● 記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」6～7ページを参照してください。</p> <p>● 6欄「①売上 (収入) 金額」に記入した売上 (収入) 金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)</p> <p>● 金額で記入できない場合は、6欄「①売上 (収入) 金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>● 「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。</p>	(ア) 農業、林業、漁業の収入										
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入			1	5	1	6	8			
	(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額										
	(エ) 商業	① 卸売の商品販売額 (代理・仲立手数料を含む)			1	6	8	5			
		② 小売の商品販売額									
	建設業、 (オ) サービス 関連産業 A	③ 建設事業の収入 (完成工事高)									
		④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									
		⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入									
		⑥ 運輸、郵便事業の収入									
		⑦ 金融、保険事業の収入									
		⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入									
		(カ) サービス 関連産業 B	⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入								
			⑩ 不動産事業の収入								
	⑪ 物品賃貸事業の収入										
	⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										
	⑬ 宿泊事業の収入										
	⑭ 飲食サービス事業の収入										
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											
⑯ 社会教育、学習支援事業の収入											
⑰ 上記以外のサービス事業の収入											
(キ) 学校教育事業の収入											
(ク) 医療、福祉事業の収入											
合計								1	0	0	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

7 事業別売上 (収入) 金額

● 以下の例示を参考に、6欄「①売上 (収入) 金額」に記入した売上 (収入) 金額の内訳を記入してください。

(イ) 鉱業、採石業、砂利採取事業の収入

- × 鉱物の採掘、採石、選鉱その他の品位向上処理に関する事業収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破碎・粉碎を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」

(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額

- 自己の製造した製品の出荷額
- 製造事業所が他 (国内事業所) に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額
- 発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入 (製造品の加工賃収入)

7 事業別売上 (収入) 金額 (つづき)

- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造 (自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入があり、製造する設備・能力を有する場合
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入

(エ) 商業

① 卸売の商品販売額 (代理・仲立手数料を含む)

- 他の者から購入した (仕入れた) 商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
- 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料

(オ) 建設業、サービス関連産業 A

③ 建設事業の収入
建設工事を行う事業の収入

- 土木工事、建築工事 (リフォームを含む)、設備工事 (電気工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設

④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入
各エネルギーの供給などを行う事業の収入

- 下水道処理施設維持管理業

⑥ 運輸、郵便事業の収入

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業 (普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫)
- 運輸に附帯するサービス (港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など)

(カ) サービス関連産業 B

⑩ 不動産事業の収入
土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入

- 不動産売買 (自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理 (土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務

⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入

- 研究、製品開発事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス

⑬ 宿泊事業の収入
宿泊場所を提供する事業の収入

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス
- ※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。

⑭ 飲食サービス事業の収入
注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入

- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業 (入園料、使用料など)

⑰ 上記以外のサービス事業の収入

- 廃棄物処理事業 (ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業 (機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理など)
- 職業紹介・労働者派遣事業

(ク) 医療、福祉事業の収入

- 保健衛生事業 (健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など)

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
「¥」記号は記入しないでください。

8 主な事業の内容 ●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。																
「3 経営組織」欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。																
3 欄が個人経営、法人のみ記入 3 欄が法人 3 欄が会社	9 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。															
	1 一般消費者と行った <input type="checkbox"/> % 2 他の企業と行った <input type="checkbox"/> % ③ 行わなかった <input type="checkbox"/> % <small>※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約（受発注が確定）した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。</small>															
	10 設備投資の有無及び取得額 ●平成23年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。															
	① 設備投資を行った <input type="checkbox"/> ・取得額（減価償却前の額）を記入してください。(万円未満四捨五入) 2 設備投資を行わなかった <input type="checkbox"/>															
11 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください。(リースで借りている車両も含みます)。																
(1) 貨物自動車 <input type="checkbox"/> 3 台 (3) バス <input type="checkbox"/> 0 台 <small>※ 人員輸送のみの使用は除きます。</small> (2) 乗用自動車 <input type="checkbox"/> 1 台																
12 土地、建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。																
土地 <input type="checkbox"/> 1 ある <input checked="" type="checkbox"/> ② ない 建物 <input checked="" type="checkbox"/> ① ある <input type="checkbox"/> 2 ない <small>・借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。</small>																
13 資本金等の額及び外国資本比率 (1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。(2) うち外国資本比率を記入してください。																
<table border="1"> <tr> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> (万円未満四捨五入) (2) <input type="checkbox"/> 0 . <input type="checkbox"/> 0 % (小数点第2位四捨五入)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円					1	0	0	0
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円									
				1	0	0	0									
14 決算月 <input type="checkbox"/> 2 月 (<input type="checkbox"/> 月) <small>・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。</small>																

8 主な事業の内容

- 主な事業の内容が印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 貴事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
※ 商品の製造、販売、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成23年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

- 主な事業の内容が砂利の採取であった事業所が、主に仕入れた鉱物を卸売する事業所となった場合

~~砂利の採取~~ 鉱物の卸売 (金)

- ※ 販売している品目がわかるように記入してください。

- 主な事業の内容が石油の採掘であった事業所が、主に石油を精製する事業所となった場合

~~石油の採掘~~ 石油の精製

- ※ 生産品の名称、材料、用途がわかるように記入してください。

9 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約（受発注が確定）したものをいいます。
したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

物品の例：
 インターネット・ショッピング・サイトなどに来店し、商品を販売する場合
 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

サービスの例：
 旅行・宿泊などの予約 航空機・電車・バスなどの座席予約 イベントチケットの予約
 自動車損害保険などの販売 オンラインバンキング
 コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額（旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など）です。

デジタルコンテンツの例：
 映像（動画像）、音楽などの販売 電子書籍などの販売
 ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
・見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 ・対面での説明・書類提示等が必要な場合（不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど）
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
・商品を広告するためのホームページの開設
 ・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
 ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売り上げは対象外

10 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、平成23年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、平成23年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成23年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 ・店舗併用住宅の居住用部分
 ・中古品

11 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみを使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。
【自動車の種類】
 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

15 給与総額等

貴事業所に所属する従業者に対して支払われた給与等について、従業者の区分ごと、給与の区分ごとに記入してください。

● 給与の区分

- ・「給与総額」・・・就業規則、給与規定及び労働協約などに基づいて、平成23年1月から12月までの1年間に支払われた月例給与と賞与等のすべてをいいます。

基本給のほか、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、通勤手当などの諸手当を含め、所得税、住民税、社会保険料などを差し引く前の、いわゆる「税込み」の金額で記入してください。

- ・「その他の支給額」・・・退職金及び解雇予告手当、労働基準法に基づく災害補償給付金及び帰郷旅費、労働者災害補償保険法に基づく諸給付金などを記してください。

● 従業者の区分

- ・「有給役員及び常用雇用者」・・・第1面の「5 従業者数」欄の、「③有給役員（無給役員は除く）」、「④正社員・正職員などと呼ばれている人」、「⑤上記外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）」に該当する人です。

- ・「臨時雇用者」・・・第1面の「5 従業者数」欄の、「⑥ 臨時雇用者（⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）」に該当する人です。

15 給与総額等

平成23年1月から12月までの1年間の給与総額等を記入してください。(万円未満四捨五入)

「有給役員及び常用雇用者」欄には、第1面の「5 従業者数」のうち「③有給役員（無給役員は除く）」、「④正社員・正職員などと呼ばれている人」、「⑤上記以外の常用雇用者」に支払われた「給与総額」及び「その他の支給額」を記入してください。

「臨時雇用者」欄には、第1面の「5 従業者数」のうち「⑥臨時雇用者」に支払われた「給与総額」を記入してください。

区 分	給 与 総 額 (年 間)					そ の 他 の 支 給 額 (年 間)							
	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	
有給役員及び常用雇用者				2	7	9	3				1	6	4
臨時雇用者				4	9	3	X	X	X	X	X	X	X

・「給与総額」・・・平成23年1年間に支払った又は支払われる給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給料、手当、賞与、賃金など）

・「その他の支給額」・・・有給役員及び常用雇用者に対する退職金、役員退職慰労金、退職給付費用、労働基準法に基づく災害補償給付金、労働者災害補償保険法に基づく諸給付金など

16 鉱業活動に係る費用

貴事業所が、平成23年1月から12月までに鉱業活動を営む上で投入した費用を記入してください。ただし、福利厚生費など、鉱業活動に直接かかわらない経費は除きます。

業務を他の事業者へ委託した際の請負費用を外注費などとして一括して支払った場合には、その内訳を見積書、請求書などによって以下の費用項目に区分して記入してください。

- ・「原料使用額」・・・他の企業から鉱石（原石・原土）を購入し又は他の事業所から受け入れて、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の原石・原土の金額を記入します。

他の事業所から受け入れた鉱石は、市価に換算して記入してください。

- ・「資材使用額」・・・採掘現場の確保・維持、岩盤等の破碎に要した資材、選鉱のための溶剤などの使用額を記入してください。

- ・「燃料・電力使用額」・・・燃料・電力使用額には、自家発電のうち、「売電（他の事業所に融通した電力を含む）」に使用した燃料などの使用額を除くため、次の計算によって記入してください。

$$\begin{aligned} \text{燃料・電力使用額} &= \text{自家発電以外に使用した燃料使用額} + \text{購入電力} \\ &+ \text{自家発電の使用電力分の発電費用（使用数量×発電単価）} \end{aligned}$$

なお、石油製品のうち、燃料として使用したものは「燃料・電力使用額」に含めます。

- ・「その他の支出額」・・・鉱業活動を営む上で投入した費用のうち、「原材料」、「資材」、「燃料・電力」以外のものを記入してください。

- ・「減価償却額」・・・鉱業活動に係わる有形固定資産に対する減価償却額を記入してください。

16 鉱業活動に係る費用

平成23年1月から12月までの1年間に、事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用（人件費及び福利厚生費を除く）について記入してください。(万円未満四捨五入)

区 分	説 明	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	万 円
原 料 使 用 額	この事業所が他の事業所から原石・原土を購入し、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の原石・原土の使用額				7	0	8	
資 材 使 用 額	木材、鉄鋼材、鉄鋼製品、プラスチック製品、電線、セメント、石油製品、爆薬加工品、選鉱剤用材、溶剤、その他の資材などの使用額				2	8	3	1
燃 料 ・ 電 力 使 用 額	自家発電用を除いたガソリン、灯油、石炭、天然ガス、都市ガスなどの使用額並びに「購入電力」及び実際に使用した「自家発電」（使用数量×発電原価）の金額				4	0	4	5
そ の 他 の 支 出 額	保管料、修繕費、保険料、賃借料、租税公課、交際費、通信費、水道費、研究開発費、家賃地代、組合費、賦課金、棚卸資産減耗費など				1	5	2	8
減 価 償 却 額	有形固定資産の減価償却額を記入してください。				6	9	0	

17 生産数量及び生産金額

貴事業所が、平成23年1月から12月までに生産した鉱業品を、品目ごとに記載している条件（「精含量」、「粗鉱」、「精鉱」、「製品」など）に従って記入してください。

(1) 「生産金額」について

生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めないでください。

- ① 生産金額から販売経費を差し引くことができない場合は、この事業所の最寄駅貨車乗り渡し又は船積渡しの金額で記入してください。
- ② 金属鉱物の複雑鉱の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれの条件によって記入してください。

1) 主体鉱種

$$\text{生産金額} = \{ \text{売鉱協定価格 (又は建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率} \} - (\text{粉鉱処理費} + \text{溶錬費} + \text{精錬費} + \text{鉱石運賃})$$

2) 随伴鉱種

$$\text{生産金額} = \{ \text{売鉱協定価格 (又は建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率} \} - \text{精錬費}$$

- ③ 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃、諸掛りを差し引いて記入してください。

(2) 「生産数量」について

「生産数量」欄に「単位記号」（t、kg、kl、千m³など）が記載されている品目は、記載している単位記号に対応する数量で生産数量を記入してください。

(3) 「条件」について

生産数量及び生産金額に記入する数値は、品目ごとに記載している以下の「条件」に従って記入してください。

- ① 精含量・・・選鉱によって得られた精鉱中の金属の含有量です。
単一の鉱石（例えば「金鉱」）であっても、複数の金属（「金」と「銀」など）を含有している鉱石を生産している場合は、含有している金属ごとに「生産数量（精含量）」及び「生産金額」を記入してください。
- ② 精炭・・・選炭、洗炭した石炭です。
- ③ 基準状態・・・温度15.6℃（60° F）、絶対圧101 325Pa（760mmHg）、水蒸気で飽和された状態をいいます。また、「標準状態」から「基準状態」への換算式は、次のとおりです。

$$\text{「基準状態」の体積 (千m}^3\text{)} = \text{「標準状態」の体積 (千m}^3\text{)} \times 1.076$$

- ④ 粗鉱・・・採掘した原石のまま出荷したもの（手選を行った原石を含む）
- ⑤ 精鉱・・・採掘した原石を採石現場（山元）で粉碎、乾燥などして出荷したもの
- ⑥ 製品・・・採掘した原石のまま出荷したもの及び採石現場で粉碎、水ひ（簸）、乾燥などの加工をして出荷したもの

17 生産数量及び生産金額

品目名に記載してある条件及び単位で、平成23年1月から12月までの1年間における数値を記入してください。
生産数量は、委託生産分も含めます。（単位未満四捨五入）
生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。（万円未満四捨五入）

番号	品目名(条件)	生産数量(年間)	生産金額(年間)					番号	品目名(条件)	生産数量(年間)	生産金額(年間)				
			千億	十億	億	千万	百万				千	百	十	億	千万
金 属 鉱 物															
111	金鉱(精含量)	g						131	鉄鉱(精含量)	t					
112	銀鉱(精含量)	kg						191	銅鉱(精含量)	t					
121	鉛鉱(精含量)	t						199	その他の金属鉱物						
122	亜鉛鉱(精含量)	t													
石 炭 ・ 亜 炭															
211	石炭(精炭)	t						221	亜炭(精炭)	t					
原 油 ・ 天 然 ガ ス															
311	原油	kl						329	その他の原油・天然ガス						
321	天然ガス(基準状態)	千m ³													

番号	品目名(条件)	生産数量(年間)	生産金額(年間)					番号	品目名(条件)	生産数量(年間)	生産金額(年間)				
			千億	十億	億	千万	百万				千	百	十	億	千万
採 石 ・ 砂 ・ 砂 利 ・ 玉 石 採 取															
411	花こう岩・同類似岩石(製品)	t						471	粘板岩(製品)	t					
421	石英粗面岩・同類似岩石(製品)	t						481	砂・砂利・玉石						
431	安山岩・同類似岩石(製品)	t						491	かんらん岩(粗鉱)	t					
441	大理石(製品)	t						492	かんらん岩(精鉱)	t					
451	ぎょう灰岩(製品)	t						493	オリビンサンド(製品)	t					
461	砂岩(製品)	t						499	その他の採石・砂・砂利・玉石						
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)															
511	木節・頁岩粘土(粗鉱)	t						551	軟けい石(粗鉱)	t					
512	木節・頁岩粘土(精鉱)	t						552	軟けい石(精鉱)	t					
513	がいろ目粘土(粗鉱)	7586 t			3033			553	白・炉材けい石(粗鉱)	t					
514	がいろ目粘土(精鉱)	9335 t			12135			554	白・炉材けい石(精鉱)	t					
519	その他の耐火粘土							561	人造けい砂(製品)	t					
521	ろう石(粗鉱)	t						562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(粗鉱)	t					
522	ろう石(精鉱)	t						563	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(精鉱)	t					
523	ろう石クレー(製品)	t						571	石灰石(粗鉱)	t					
531	ドロマイト(粗鉱)	t						572	石灰石(精鉱)	t					
532	ドロマイト(精鉱)	t						591	陶石(粗鉱)	t					
541	長石(粗鉱)	t						592	陶石(精鉱)	t					
542	長石(精鉱)	t						593	陶石クレー(製品)	t					
543	半花こう岩(粗鉱)	t						594	カオリン(粗鉱)	t					
544	半花こう岩(精鉱)	t						595	カオリン(精鉱)	t					
545	風化花こう岩(含むサバ)(粗鉱)	t						599	その他の窯業原料用鉱物						
546	風化花こう岩(含むサバ)(精鉱)	t													
そ の 他 の 鉱 物															
911	酸性白土(粗鉱)	t						931	けいそう土(粗鉱)	t					
912	酸性白土(精鉱)	t						932	けいそう土(精鉱)	t					
921	ベントナイト(粗鉱)	t						941	滑石(粗鉱)	t					
922	ベントナイト(精鉱)	t						942	滑石(精鉱)	t					
								999	他に分類されないその他の鉱物						

品目の内容例示

番号	品目名 (条件)	数量単位	内 容 例 示
金属鉱物			
111	金鉱 (精含量)	g	金鉱、砂金
112	銀鉱 (精含量)	kg	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
121	鉛鉱 (精含量)	t	鉛鉱、方鉛鉱
122	亜鉛鉱 (精含量)	t	亜鉛鉱、閃亜鉛鉱
131	鉄鉱 (精含量)	t	鉄鉱、赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱、砂鉄
191	銅鉱 (精含量)	t	銅鉱、黄銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱
199	その他の金属鉱物	-	白金鉱、硫化鉄鉱、すず鉱、砂すず、アンチモニー鉱、水銀鉱、そう鉛鉱、タングステン鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ひ鉱など
石炭・亜炭			
211	石炭 (精炭)	t	一般炭、無煙炭、れき (瀝) 青炭、石炭水洗、石炭選炭
221	亜炭 (精炭)	t	亜炭、褐炭
原油・天然ガス			
311	原油	kl	原油、天然アスファルト、れき (瀝) 青油
321	天然ガス (基準状態)	千m ³	天然ガス
329	その他の原油・天然ガス	-	天然ガソリン、炭酸ガス
採石、砂・砂利・玉石採取			
411	花こう岩・同類似岩石 (製品)	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
421	石英粗面岩・同類似岩石 (製品)	t	石英粗面岩、りゅうもん岩
431	安山岩・同類似岩石 (製品)	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石など
441	大理石 (製品)	t	大理石、結晶質石灰岩
451	ぎょう灰岩 (製品)	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、白川石、七沢石、房州石など
461	砂岩 (製品)	t	砂岩、出雲石、多胡石など
471	粘板岩 (製品)	t	粘板岩、玄昌石
481	砂・砂利・玉石	-	砂、砂利、玉砂利、玉石
491	かんらん岩 (粗鉱)	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
492	かんらん岩 (精鉱)	t	
493	オリビンサンド (製品)	t	オリビンサンド
499	その他の採石、砂・砂利・玉石	-	蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土など
窯業原料用鉱物 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)			
511	木節・頁岩粘土 (粗鉱)	t	木節粘土、頁岩粘土
512	木節・頁岩粘土 (精鉱)	t	
513	がいろ目粘土 (粗鉱)	t	がいろ目粘土
514	がいろ目粘土 (精鉱)	t	
519	その他の耐火粘土	-	
521	ろう石 (粗鉱)	t	ろう石
522	ろう石 (精鉱)	t	

番号	品目名 (条件)	数量単位	内 容 例 示
窯業原料用鉱物 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る) つづき			
523	ろう石クレー (製品)	t	ろう石クレー
531	ドロマイト (粗鉱)	t	ドロマイト、苦灰石、白雲石
532	ドロマイト (精鉱)	t	
541	長石 (粗鉱)	t	長石
542	長石 (精鉱)	t	
543	半花こう岩 (粗鉱)	t	半花こう岩、アプライト
544	半花こう岩 (精鉱)	t	
545	風化花こう岩 (含むサバ) (粗鉱)	t	風化花こう岩、まさ (真砂)、サバ (砂婆)、そうけい (藻珪)
546	風化花こう岩 (含むサバ) (精鉱)	t	
551	軟けい石 (粗鉱)	t	軟けい石
552	軟けい石 (精鉱)	t	
553	白・炉材けい石 (粗鉱)	t	白けい石、炉材けい石
554	白・炉材けい石 (精鉱)	t	
561	人造けい砂 (製品)	t	人造けい砂
562	天然けい砂 (含むがいろ目けい砂) (粗鉱)	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
563	天然けい砂 (含むがいろ目けい砂) (精鉱)	t	
571	石灰石 (粗鉱)	t	石灰石
572	石灰石 (精鉱)	t	
591	陶石 (粗鉱)	t	陶石、天草陶石など
592	陶石 (精鉱)	t	
593	陶石クレー (製品)	t	陶石クレー
594	カオリン (粗鉱)	t	カオリン
595	カオリン (精鉱)	t	
599	その他の窯業原料用鉱物	-	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土など
その他の鉱物			
911	酸性白土 (粗鉱)	t	酸性白土
912	酸性白土 (精鉱)	t	
921	ベントナイト (粗鉱)	t	ベントナイト
922	ベントナイト (精鉱)	t	
931	けいそう土 (粗鉱)	t	けいそう土
932	けいそう土 (精鉱)	t	
941	滑石 (粗鉱)	t	滑石
942	滑石 (精鉱)	t	
999	他に分類されないその他の鉱物	-	粘土 (窯業原料用を除く)、絹雲母、緑泥石、ふっ (沸) 石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリポリー、めのう、こはく、工芸用水晶、宝石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、ほたる石、りん鉱石、黒鉛、ダイアスポア、天然氷、かん水など